



輝きを増した「3つの宝」

都城の「地の利」

市では、本市の持つ「3つの宝」を輝かせる取り組みを進めてきました。前回は、一つ目の宝「基幹産業である農林畜産業」の取り組み内容と成果を紹介しました。2回目となる今回は、二つ目の宝「都城の地の利」について紹介します。

◎問い合わせ 秘書広報課 ☎23-3174

都城の「地の利」

本市は、宮崎市と鹿児島市間に位置し、圏域の経済人口は23万人を超えていて、陸・海・空からのアクセスに優れた南九州の物流拠点都市です。

「陸」のアクセスは、九州縦貫自動車道をはじめ、5本の国道や主要地方道が整備され、JR日豊本線・吉都線の2本の鉄道が走っています。「海」と「空」のアクセスは、40^{キロ}圏内に国の重要港湾である宮崎港と油津港、また、宮崎空港と鹿児島空港があります。さらに、整備が進む地域高規格道路「都城志布志道路」により、国際バルク戦略港湾・志布志港と直結することで、そのエリアが世界に広がります。

本市では、この他にも物流拠点都市としての機能をさらに高めるため、平成28年度の供用開始を目指し、九州縦貫自動車道宮崎線の山之口SAにETC装着車両専用のスマートICの整備も進めています。

「地の利」を有する本市は、まさに「南九州の物流拠点都市」としてさらに発展してきており、その結果、企業の立地件数も急増しています。

第2の宝～都城の「地の利」

九州自動車道が通り、宮崎・鹿児島空港へ約1時間の好アクセス

- 都城志布志道路の早期全線開通
- 山之口SAスマートICの早期整備

物流拠点都市・後方支援都市

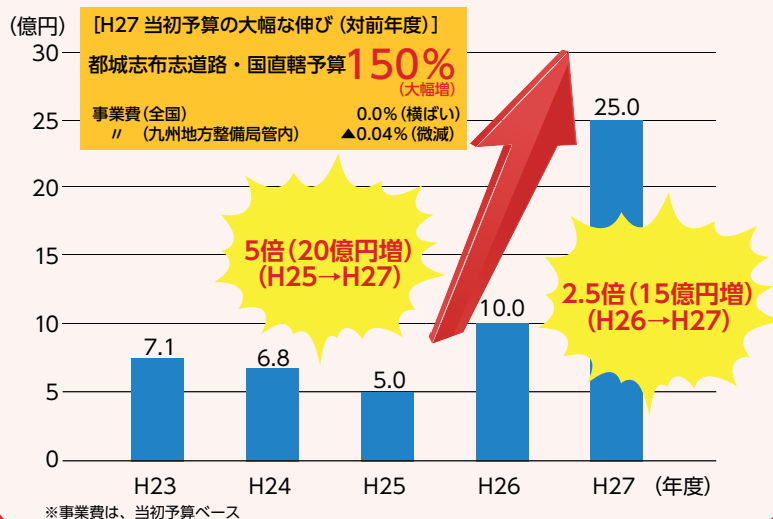
都城が持つ「3つの宝」を輝かせる

基幹産業
である
農林畜産業

都城の
「地の利」

次世代を
担う
子どもたち

◎都城志布志道路～事業費の大幅な増加！



◎山之口SAスマートIC～ 着実な整備の進展！

平成25年度

準備委員会設立
(H19)から7年

○山之口 SA スマート IC の整備決定
・平成 25 年 6 月連結許可

平成26年度

○山之口 SA スマート IC 利活用事業
ETC セットアップ補助の開始

平成27年度

○山之口 SA スマート IC の整備決定 …………… 1 億 5,180 万円

○山之口SAスマートIC利活用促進事業 …………… 544万円

市民および事業者が、ETC 車載器を新たに購入して取り付けた場合、ETC 車載器購入費用およびセットアップに要した経費の一部を補助（上限 5,000 円）～三股町との連携事業～

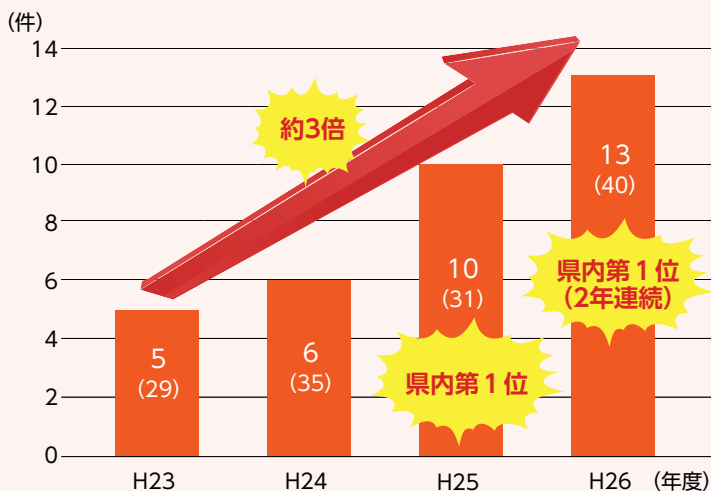
	平成 27 年度	平成 28 年度
用地取得・補償業務		
道路改良工事		 平成28年度中 供用開始予定



山之内SAスマートIC完成予想図

◎「地の利」の拡大～ 企業立地の急増！

都城市内の企業立地件数 ※()内は県内全体



都城志布志道路
全線開通に向けて

市では、都城志布志道路整備・活用促進大会の開催や署名活動など、官民一体となって早期全線開通に向けた取り組みを進めてきました。また、資料や要望先などを見直し、より効果的な要望活動を継続して実施。その結果、平成27年度の事業費は前年度比2.5倍と大幅に増額されました。

今後の供用開始予定

平成25年度に県境部分の約5・6^キが新規事業区間として認可されました。平成29年度中には、梅北IC↪金御岳IC間が供用開始予定。また、平成30年度中には、平塚IC↪南横浜市IC間が供用開始予定です。都城志布志道路は、全線開通に向けて、整備が着実に進展しています。

山之口S.A.スマートーC

山之口ＳＡスマートＩＣは、早期整備に向けた取り組みが着実に進んでいて、平成２８年度中に供用を開始する予定です。

市では、ＥＴＣ車載器の新規購入費用およびセットアップに要した費用の一部を補助しています。

詳しくは、総合政策課（☎２３－２１１５）に問い合わせください。

企業立地件数の急増

都城志布志道路、山之口ＳＡス
マートＩＣなどの整備の推進によ
り、都城の「地の利」の魅力が高
まっています。その結果、インフ
ラ整備などの動きに敏感な民間企
業からの市に対する引き合いが急
増していて、平成23年度に比べ、
平成26年度中の企業立地数は約3
倍となりました。

平成26年度

市の財政状況

市では、年2回、財政状況を公表しています。今回は、平成27年3月31日時点の平成26年度予算額を紹介いたします。

◎問い合わせ

〔一般会計・特別会計について〕

財政課

☎23-2113

〔企業会計（水道事業）について〕

水道局業務課

☎23-4510

市の財政の3つの柱

市の会計は、一般会計、特別会計、企業会計の3つから成っています。

一般会計とは

市が行う仕事の中心となる部分の会計です。小中学校の校舎改修や福祉サービスの提供、ごみの収集などさまざまな目的に使われていて、市税などが主な財源となっています。

特別会計とは

特定の収入（保険税や使用料など）で、その仕事の支出を賄う会計です。介護保険事業や国民健康保険事業など、14事業が特別会計に該当します。

企業会計とは

その仕事自体に収益（使用料）があり、その収益で支出を賄う独立採算制の会計で、水道事業がこれに該当します。

ワンポイント

市債には、交付税の措置があります

市の借金である市債残高は、平成27年3月31日時点で、一般会計・特別会計合わせて1,070億4,485万円となっています。

この残高には、国がその償還について地方交付税に算入する交付税措置額719億3,906万円が含まれていて、この額を差し引いた351億579万円が市の実質負担額となります。

交付税措置額
719億3,906万円

市の実質負担額
351億579万円

■企業会計（水道事業）の状況

収益的収支 給水収益やサービス提供に要する経費など	収入	23億 761万円
	支出	26億5,935万円
	純損失	▲3億5,174万円
資本的経費 水道施設の整備、水道管の入れ替え経費など	収入	5億6,845万円
	支出	11億2,907万円
企業債残高		91億8,139万円

※新会計基準の導入により特別損失が新たに5億6,687万円計上されたことから、前年度比5億2,619万円減の3億5,174万円の純損失ですが、未処分利益剰余金で補てんします。また、資本的収支の不足額5億6,062万円は、積立金および内部留保金などで補てんします

給水戸数 71,899 戸
給水人口 155,337 人
普及率 92.0%
配水量 1,824 万m³



■一般会計および特別会計の状況

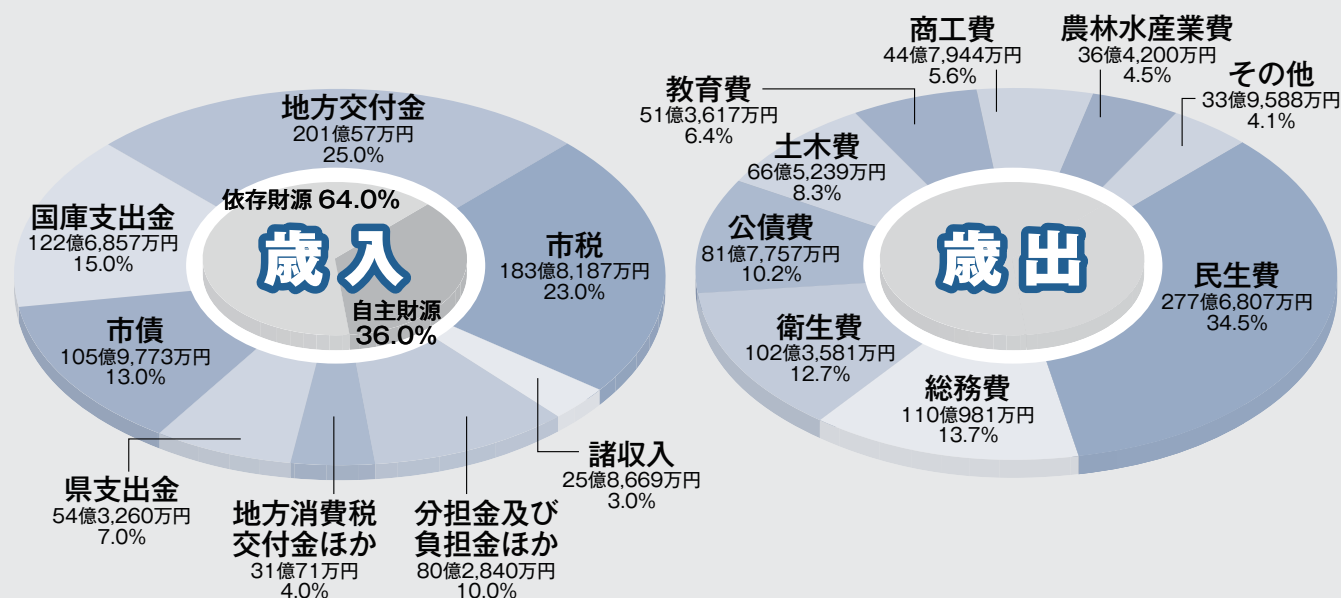
会計名	予算額	市債残高
一般会計	804億9,714万円	792億7,417万円
特別会計	食肉センター	1億3,252万円
	下水道事業	30億1,803万円
	国民健康保険	220億4,778万円
	後期高齢者医療	20億 304万円
	公設地方卸売市場事業	4,662万円
	農業集落下水道事業	5億9,453万円
	整備墓地	3,339万円
	工業用地造成事業	9億 617万円
	介護保険	164億7,800万円
	御池簡易水道事業	1億5,733万円
	簡易水道事業	4億 169万円
	電気事業	2,879万円
	山之口総合交流活性化センター	3,521万円
	高城健康増進センター等管理事業	1億5,786万円
	特別会計合計	460億4,096万円
総合計	1,265億3,810万円	1,070億4,485万円

※市債残高は、平成26年度末時点の決算見込み額です

一般会計 歳入歳出予算総額 804億9,714万円

市が自主的に収入できる財源は 36.0%で、残りは地方交付税や国・県支出金、市債などに依存しています。(％は歳入総額に占める割合です)

高齢者や児童などの福祉に使う民生費が増加し、全体の 34.5%を占めています。今後もこの傾向は続くと思われます。(％は歳出総額に占める割合です)



都城市の家計簿

市の財政を月額20万円の家計に例えると…

収入		
項目	金額	割合
給料(市税など)	68,532円	34.2%
パート収入(国庫支出金など)	43,980円	22.0%
父母からの仕送り(地方交付税)	49,941円	24.9%
前月からの繰越金(繰越金)	3,104円	1.6%
預金の取り崩し(繰入金)	8,112円	4.1%
ローン借り入れ(市債)	26,331円	13.2%
合計	200,000円	100.0%

支出		
項目	金額	割合
食費(人件費)	27,983円	14.0%
医療費・保育料(扶助費)	43,637円	21.8%
住宅ローン返済(公債費)	20,318円	10.2%
光熱水費、日用雑貨など(物件費)	22,392円	11.2%
預貯金(積立金)	10,030円	5.0%
家の修理、車の購入など(投資的経費、維持補修費)	37,970円	19.0%
子どもへの仕送りなど(繰出し金、貸付金、補助費など)	37,670円	18.8%
合計	200,000円	100.0%

用語解説



- 〔歳入〕**
 - 地方交付税／国税のうち所得税や法人税、酒税、消費税、たばこ税の一部を、一定の基準により国が交付する税
 - 市税／個人・法人市民税や固定資産税、軽自動車税など
 - 国・県支出金／特定目的事業の財源となる国や県の補助金など
 - 市債／建設事業や災害復旧事業などの財源となる借入金
 - 繰入金／一般会計、特別会計、基金などの会計間でやりとりする資金
- 〔歳出〕**
 - 民生費／高齢者、障がい者、児童などの福祉全般の事業経費
 - 総務費／選挙や戸籍、税務、市庁舎管理などの経費
 - 公債費／市債を返済するため
 - 農林水産業費／農業や林業などの経費
 - 土木費／道路や公園整備、住宅管理などの経費
 - 教育費／教育や文化財保護、スポーツ振興などの経費
 - 衛生費／清掃、保健衛生などの経費

私たちの健康を支える国民健康保険制度

知ってください 国保のこと

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに、誰もが安心して治療を受けられるよう、みなさんでお金を出し合って支えあう保険制度です。国保の健全な運営のために、医療費の節減に協力ください。

◎問い合わせ 保険年金課 ☎23-2127

国保に加入・脱退するときは 届け出を忘れずに

国保は、健康保険制度の一つで、後期高齢者医療制度や職場の健康保険(社会保険など)に加入している人、生活保護を受けている人を除き、全ての人が加入する保険制度です。

国保に加入または脱退する場合は、手続きが必要です。次に該当する場合は、14日以内に保険年金課または、各総合支所市民生活課、各地区市民センターで届け出を行ってください。

●国保に加入する場合

- ・他の市区町村から転入したとき
 - ・職場の健康保険をやめたとき
 - ・子どもが生まれたとき
 - ・生活保護を受けなくなったとき
- ※職場の健康保険などに加入している場合は、国保への加入は不要です

●国保を脱退する場合

- ・他の市区町村に転出するとき
- ・職場の健康保険などに加入したとき
- ・死亡したとき
- ・生活保護を受けるようになったとき

届け出が遅れると

届け出が遅れると、保険証がないため、医療費が全額自己負担になります。また、他の医療保険に入ったときに脱退の届け出をしないと、保険税(料)を二重に支払うなどの可能性がありますので、忘れずに届け出てください。

なお、市内で転居して住所が変わったり、世帯主が変わったりしたときなども届け出が必要です。

国保の加入対象者

◎農林業を営んでいる人



◎自営業の人



◎退職して職場の健康保険をやめた人



◎パートやアルバイトをしていて、職場の健康保険に加入していない人



◎3カ月を超えて日本に滞在することを認めた外国籍の人



保険税の仕組み

その年度に予測される医療費から、病院などで支払う一部負担金と、国などからの補助金を差し引いた額が、保険税の総額です。これを世帯ごとの加入者数や、所得などに応じて公平な負担になるよう保険税を算出します。

なお、保険税は届け出をした月ではなく、国保の被保険者となった月から課税されます。

医療費が増える

医療費が増えると、国保から病院などへ支払われる医療給付の費用も増えます。給付が増えるとその増額分を補うため、保険税が引き上げられる可能性もありますので、次のポイントを参考に、医療費節減を心掛けましょう。

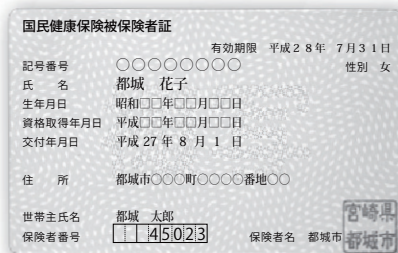
●医療費節減のポイント

- ・生活習慣を見直し、適度な運動・栄養・休養をバランス良くとりましょう
- ・定期的に健康診断を受けて、病気の早期発見や治療を心掛けましょう
- ・休日・時間外診療は、緊急時などを除き避けましょう
- ・かかりつけ医を持ちましょう
- ・ジェネリック医薬品を利用しましょう

新しい保険証を7月下旬に 発送します

新しい保険証が届いたら、住所や氏名、生年月日を確認してください。8月1日以降に病院などを受診するときは、新しい保険証を必ず持参してください。

不要となった保険証は、処分するか、保険年金課または各総合支所、各地区市民センターの窓口に返却してください。
※一定の障がいがある65歳～74歳の人を含む75歳以上の人の後期高齢者医療被保険者証については、負担割合が変更になった人へのみ、新しい保険証を送付します



新しい保険証の有効期限

国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）の有効期限は、原則、平成28年7月31日までの1年間です。

また、後期高齢者医療被保険者証の有効期限も平成28年7月31日までですが、次の人は有効期限が異なりますので注意してください。

●69歳の人

70歳の誕生日の末日（1日生まれの人）は誕生日の前日まで

●74歳の人

75歳の誕生日の前日

●退職被保険者で64歳の人

65歳の誕生日の末日（1日生まれの人）は、誕生日の前日まで

※保険税の未納がある人は、有効期限が短い保険証（短期証）になる場合があります

負担割合

区分				負担割合	発行される保険証など
小学校入学前	現役並み所得者			2割	国民健康保険被保険者証
	昭和19年4月1日までに生まれた人			3割	
75歳未満	現役並み所得者以外			1割	国民健康保険被保険者証兼 高齢受給者証
	昭和19年4月2日以降に生まれた人			2割	
75歳以上	現役並み所得者			3割	後期高齢者医療被保険者証
	現役並み所得者以外			1割	

※現役並み所得者で、前年の収入が一定基準以下の人は、申請することで1割（昭和19年4月1日までに生まれた人）・2割（昭和19年4月2日以降に生まれた人）に変更になります。対象者には、7月に申請書を送付します

各種認定証の更新

〔国民健康保険〕

次の①②の認定証の更新手続きを8月3日(月)から、保険年金課、各総合支所市民生活課、各地区市民センターで行います。国民健康保険特定疾病療養受療証（70歳未満で慢性腎不全の人）は手続き不要です。なお、新しい受療証は、7月末日までに発送します。

①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

同一世帯で、国民健康保険加入者（擬制世帯主含む）全員の平成27年度市民税が非課税である国民健康保険加入者

②国民健康保険限度額適用認定証

①以外の国民健康保険加入者で70歳未満の人

●手続きに必要なもの

国民健康保険被保険者証、現在お持ちの認定証、世帯主の印鑑（スタンプ式を除く）

※代理の人でも手続きは可能ですが、運転免許証など身分を証明するものを持参してください

〔後期高齢者医療〕

現在、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証を持っている人で、対象となる人には、新しい認定証を7月末日までに送付します。